

服装規定

(常に端正で華美、粗野にならないこと)

1. 制服は本校指定のもののみ着用する。故意に変形させたものは着用を禁止する。靴下は黒色、紺色、白色の単色を基本とする。公式行事においては、靴下は黒色とし、女子生徒のブラウスは白色とする。夏季と冬季の移行期間は夏季、冬季の指定制服のいずれでもよく、必要に応じてニットセーターを着用してよい。
2. 制服規定

冬季制服期間は常に科章をつけ、制服の下には指定の長袖シャツ、ポロシャツ、ニットセーターを着用すること。夏季制服期間は指定の半袖ポロシャツ、スラックスを着用すること。

スカートは所定のウエスト位置ではき、折り曲げないこと。冬季制服期間は、常にブレザーに科章をつけ、ブレザーの下は指定のブラウス、ニットセーター、スカート又はスラックスを着用すること。また、ブラウスを着用する際には常にリボンをつけること。夏季制服期間は指定の半袖ポロシャツ、スカートまたはスラックスを着用すること。
3. 服装規定に違反した場合は、特別な指導の対象となる。
4. 校内履

校内生活は所定の上履（購買で注文販売）を着用し、体育・実習時等は所定の靴を履くこと。
5. かばん

学習用品が入るカバンを携帯すること。高価または華美なものは避けること。
6. 異装

止むを得ない理由で異装をする場合は異装届を提出し、HRA および生徒指導課の許可を得ること。
7. 化粧・アクセサリー

生徒(学ぶ人)として不必要な化粧・アクセサリー(指輪・ピアス・イヤリング・ネックレス・カラーコンタクト等)の着用または使用を厳しく禁止する。また、校内への持ち込みも禁止する。アクセサリー等の不必要な物品の持ち込みが発覚した場合には、学校で預かり、担任から保護者に返却する。
8. 頭髪
 1. 本校は社会に一番近い学校として“就職試験に耐えうる容儀”を基本とする。
 2. 常に清潔を心がけ、整髪すること。
 3. 「すっきり」「さわやか」「清潔」の3Sとし、別図を基準とする。
 4. パーマ、カール、脱色、染色、まゆ毛の加工、エクステ等は認めない。

図

頭髪



前髪はまゆげにかからない

耳にかからない

襟足は襟にかからない

もみあげは耳の縦長の半分までの長さ

耳の外側に出ない



服装規定



【冬季】



【夏季】

清潔感のある着こなしで夏を爽やかに！

乱れたニットの着用は印象DOWN

清潔感のある着こなしで夏を爽やかに！

